

催し

道の駅「川辺やすらぎの郷」
ゴールデンウィークフェア

■期間 5月3日(木)～
6日(日) (4日間)

■内容 大抽選会／かわなべ牛特売
(商標登録取得記念)／地域特産
品の特売／日替わり体験コーナー
／商工会テナントなど

※詳しくは、5月初旬の新聞折り込
みチラシをご覧ください。
【問】道の駅「川辺やすらぎの郷」
☎0993-583131

南九州市戦没者追悼式

市民の皆さんのご参列をお願い
します。

■日時 5月18日(金) 午前10時～

■場所 知覧文化会館

【担当】 福祉課 社会福祉係

募集

見て・聞いて・考える
スタディーツアー
in スリランカ参加者募集

■期間 7月25日(水)～8月1日
(水)

■派遣国 スリランカ民主社会主義
共和国

■内容 学校訪問、ホームステイ、
青年海外協力隊の活動視察など

■応募資格 (1)中学校・高等学校に
在学中で20歳未満の方。(2)青年海
外協力隊など国際協力に興味があ
り、心身ともに健康な方。(3)派遣
国に渡航経験の無い方。(4)参加す
ることに保護者、学校長の承諾が
ある方。(5)保護者が南九州市民で
ある方。

■募集人員 1人(定員を超えた場
合は、面接など実施)

■費用 15万円程度(うち市が半額
程度助成)

■申込方法 4月27日(金)までに、
担当係へ申し込みください。

【担当】 社会教育課 社会教育係

「全国戦没者追悼式」
参列遺族募集

■期日 8月15日(水)

※前日からの団体行動になります。

■場所 日本武道館

(東京都千代田区)

■対象者 戦没者の配偶者および三
親等内の遺族。一般戦死没者の
配偶者および三親等内の遺族。

※過去に参列したことがない方を優
先します。

※死没者1人につき複数の参列遺族
を認めます。

※「次世代への継承」という観点か
ら「18歳未満の遺族」についても
募集します。

■申込期間 5月1日(火)～
5月31日(木)

■募集人員 65人

※申込み多数の場合は、選考。

【申・問】 福祉課 社会福祉係
県庁 社会福祉課
☎099-28612830

「鹿児島県男女共同参画基礎
講座」受講生募集

県では男女共同参画の基礎知識
や、身近なところで男女共同参画の
理解を広めるためのスキルを学ぶた
め、基礎講座を開催します。

この機会にぜひ男女共同参画を学
んでみませんか。(託児あり)

■日時 6月2日(土)、16日(土)、
23日(土)、30日(土)

いずれも午後1時15分～4時45分

■会場 かがしま県民交流センター

■受講資格 男女を問わず原則とし
て毎回受講できる方

■定員 60人

■受講料 無料

■申込期限 5月24日(木)
【申・問】 企画課 まちづくり推
進係

貯筋運動指導者講習会
参加者募集!

【貯筋運動とは?】

自分の体重を利用した筋肉トレ
ニングのことで、簡単な運動を歌に
合わせて行うため、安全で楽しく筋
力を貯め続けることができます。

今回の講習会は、鹿屋体育大学講
師により、貯筋運動を地域で広げて
いくための指導者を養成する目的で
開催いたします。

参加希望の方は、6月1日までに
申し込みください。

■日時 6月17日(日) 午前9時～
午後4時【予定】

■場所 知覧文化会館、知覧体育館

■定員 60人程度
(定員に達した場合、募集を締め
切らせていただくことがあります)

■対象 市内にお住まいの方・市内
の介護施設などの従事者

☆参加者には「貯筋通帳」「貯筋マ
ニユアル」「修了証」「CD」を差し
上げます!

【担当】 保健センター

☎0993-587221

ねぶた山一覧

| ねぶた山 | 代表者 | 連絡先 |
|----------|-------|---------------------------------|
| 稲新会 (JA) | 中原 新一 | 南さつま農協知覧支所 ☎ 84-1511 |
| 田代ねぶた | 田代 浩之 | 田代住建 ☎ 83-2786 |
| 新進会 | 徳満 義弘 | 南薩食鳥株式会社 ☎ 83-2086 |
| 熱烈祭組 | 安藤 賢司 | ヘアサロンあんどう ☎ 83-2601 |
| 霜出もつけ会 | 松久保良博 | ☎ 84-1769 (携帯 090-8395-9890) |

〔問〕知覧ねぶた祭実行委員会事務局
(南九州市役所 知 商工観光課内)

鼓、すり鐘で盛り上げていただける方も募集しますが、一般の方(高校生以上)は、いずれかのねぶた山(団体)に所属してください。



知覧ねぶた祭を盛り上げる各ねぶた山(団体)では、ねぶた運行を一緒に手伝っていただける方を募集しています。団体へ加入されたい方や興味のある方は各ねぶた山の代表者へお問い合わせください。

また例年、笛や太

「ねぶた会員」募集

知覧ねぶた祭

**南九州スポーツクラブ
新年度会員募集中!**

〔南九州スポーツクラブ〕は総合型地域スポーツクラブとして市民の皆さんのスポーツライフをお手伝いします。

■ 申込期間 2年間を通して受け付けています。

■ 年会費 2

・ 18歳以下 2千円

・ 19歳以上 3千円

・ ファミリー会員 6千円

※いずれもスポーツ安全保険料込み

■ 申込方法 所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局または諏訪運動公園管理事務所へ提出してください。

※詳しくは、南九州スポーツクラブ事務局まで。

〔問〕南九州スポーツクラブ事務局
〔川〕保健体育課スポーツ推進係内)

**消費生活出前講座の
受講団体を募集しています**

市消費生活センターでは、電話勧誘や訪問販売などトラブルになりやすい消費生活に関する講座を出張料無料で随時募集しています。

公民館講座や長寿学級など10人以上の団体に応募してください。

〔問〕南九州市消費生活センター
〔知〕商工観光課 商工水産係内)

市国際交流協会会員募集!

今年度も各種講座(外国語・料理)やイベントを計画中です。会員になるとイベント情報のお知らせやイベントに会員料金で講座に参加できます。ぜひ皆さんも会員になりませんか?

■ 年会費 個人 1千円
団体 3千円

※詳細は事務局まで。
〔事務局〕 知 企画課まちづくり推進係

お知らせ

軽自動車税の課税免除申請

身体障害者手帳などをお持ちの方や障害がある方のために利用する軽自動車などを対象に、申請により軽自動車税が免除されます。ただし、障害者1人につき1台です。また、自動車税と軽自動車税の両方の免除は受けられません。

※身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方、療育手帳(A1・A2)または精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方は、生計を一にする方が所有する軽自動車な

ども対象になります。

■ 申請期限 5月24日(木)

※期限を過ぎると平成30年度の免除は受けられません。

■ 申請に必要なもの

障害者手帳など、運転免許証、車検証、印かん

※前年度に軽自動車税の免除を受け、申請内容に変更のない方は、申請の必要はありません。

※障害の等級により、免除が受けられない場合がありますので、担当係にお問い合わせください。

〔担当〕 額 税務課 市民税係
川・知 支所 税務係

5月5日~11日は

「児童福祉週間」です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。次世代を担う子どもが、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが求められています。

平成30年度児童福祉週間標語

『あと一歩 力になるよ その思い』

〔担当〕 川 福祉課 子育て支援係

児童扶養手当制度について

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の家庭に対して、生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母以外の方で児童を養育する方に支給される手当です。
※詳しくは、担当係までお問い合わせください。

〔担当〕 福祉課子育て支援係
 頼・知 支所 福祉係

生活困窮者自立支援制度 ～あなたの自立を支援します～

最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を、生活保護にいたる前の段階で細やかに支援します。生活に困ったときは、担当係にご相談ください。

〔自立相談支援事業〕

生活に困窮している方が、生活保護を受給することなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、支援員が相談を受け、問題に対応した支援を提案します。

〔住居確保給付金〕

離職により住居を失った方や住居を失う恐れのある方が、安心して就職活動を行えるよう、期限付きで家

賃相当を支給します。

■対象 市内に住所があり、65歳未満で離職して2年以内の方
 ※資産などの状況により、給付を受けられない場合があります。

〔担当〕 福祉課生活支援係

ヤンバルトサカヤステ 家屋侵入防止剤支給助成

市では、薬剤購入に対して7割補助を実施しています。

■対象者 ヤンバルトサカヤステ発生地区内の居住者または家屋管理者（事業所は補助対象外）

■申請方法 印鑑をご持参の上、担当係で申請を行ってください。

※自治会長がとりまとめて申請することもできます。

※自治会の共同防除に限り、薬剤（ミリペーダ、ヤステ乳剤）を無償で配布します。

事前担当係へご相談ください。

〔注意〕

発生地区拡大の原因は、人為的な移動も考えられます。発生地区から根付き植物、鉢植えなどを極力持ち出さないようにしてください。

やむを得ず持ち出す場合は、移動前に薬剤で処理してください。

〔担当〕 市民生活課生活環境係

頼・知 支所 市民生活係

ウミガメの保護にご協力を 保護監視員からのご願い

ウミガメの産卵は、例年5月から8月にかけて確認されています。

上陸から産卵を始めるまでは非常に警戒心が強く、光を照らしたり、脅かしたりすると産卵をせずに途中で海に戻ることがあります。この期間中は、次の点に注意してください。

- ① 暗くなった海岸で騒いだり、歩き回ったりしない。またライトの点灯やライターなどをむやみにつけない
- ② 海岸にゴミ（空き缶、ビニールなど）を捨てない。
- ③ 上陸中や穴掘り中のカメラに絶対に近づかない。触らない。



ウミガメ保護監視実績

| 年度 | 上陸頭数 | 産卵頭数 | 保護卵数 |
|----|------|------|---------|
| 27 | 45 頭 | 12 頭 | 879 個 |
| 28 | 41 頭 | 15 頭 | 1,238 個 |
| 29 | 39 頭 | 10 頭 | 935 個 |

〔担当〕 市民生活課生活環境係

生ごみ処理機などの 購入補助

市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機などの購入に対し助成を行っています。詳しくは、担当係までお問い合わせください。

■補助対象 平成30年度に購入する
 ① 電動生ごみ処理機（各世帯1台まで）
 ② コンポスト容器（各世帯2基まで）

■補助率 購入金額の2分の1で限度額が2万円、1000円未満は切り捨てとなります。

■持参するもの ① 領収書 ② 通帳
 ③ 申請者の印鑑 ④ 電動生ごみ処理機の場合、取扱説明書の型番、仕様ページの写しと設置状況写真

〔担当〕 市民生活課生活環境係

頼・知 支所 市民生活係

地域公共交通協議会の委員を募集します！

地域の実情や利用者のニーズに即した公共交通の運行を実現するために協議を行う本協議会の公募委員で、ひまわりバスなどの公共交通の利用者目線でご意見をいただける方を募集します。

会議は平日に約2時間、年2回程度の開催予定です。

■募集人員 1人（任期2年間）

■応募方法 応募用紙に必要事項を明記のうえ企画課へ提出。

（応募用紙は市HPからダウンロード、または担当係へ直接受け取りに来てください。）

■応募締切：平成30年5月2日（水）

〔担当〕 企画課 企画係

働く若者定住促進事業補助金
 (働く若者へ)
家賃補助をスタート

4月1日より、市の「一般住宅(単身向)」へ新たに入居する30歳未満の働く若者を対象に、家賃負担額の最大で半額を補助する制度がスタートします。

対象住宅は知覧地域に立地し、補助を受けるには申請が必要です。詳細は担当係へお問い合わせください。

〔担当〕 知 ふるさと振興室

地域づくりを応援します!

魅力ある地域づくりのために、地域住民が主体的に取り組む事業に対して、補助金を交付します。

■対象団体 自治会、地区公民館、地域コミュニティ組織など

■対象事業および補助金額

○まちづくり実践事業

当該経費の5割以内で上限20万円(むらおこし、伝統文化の継承・復活、イベント開催などへの経費助成)

○まちづくり人材養成事業

当該経費の6割以内の額

- ・国内研修 10万円を限度
- ・海外研修 30万円を限度

○テーマ設定型実践事業

当該経費の10割以内で上限10万円(テーマを設定した話し合い活動の際の講師やアドバイザー派遣などの経費助成)

■申込方法 計画書や見積書などの必要書類を担当係または各支所の地域振興係へ提出してください。※申し込みに必要な書類の様式はホームページからもダウンロードできます。

■申請期限 5月31日(木)

〔担当〕 知 企画課 まちづくり推進係

相談

特設人権相談所

特設人権相談所は家庭内(結婚、夫婦、親子、離婚、相続)や隣近所のもめごとのほか、一般民事事件、人権や法律問題などについて、人権擁護委員が相談をお受けします。予約は不要。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■開設日・場所

・5月24日(木)【ひまわり館】

・6月1日(金)【ちらん夢郷館】

■時間 共に午前10時～午後3時

〔問〕 鹿児島県方法務局 知覧支局

☎0993-83-2208

悩み相談室

家庭や職場、子育てや介護、DVやセクハラ、ジェンダー(LGBTなど)のことなど悩みを抱えている方、どんなことでもお気軽にご相談ください。専門のカウンセラーが相談に応じ、秘密は厳守されます。

■相談日時 5月19日(土)

午後1時～5時(1人50分程度)

■場所 ちらん夢郷館

■完全予約制 午前9時～午後5時

(土日・祝日を除く)

☎0993-83-2511

(相談室予約専用内線2222)

〔担当〕 知 企画課 まちづくり推進係

子ども相談センター

南九州市に住む子どもやその保護者、子どもたちの保育や教育に携わっている方々の相談、解決のために活動をしています。

■場所 知覧文化会館2階

■受付日時 午前9時～午後5時

(土日・祝日除く)

☎0993-83-1539



市民参加の手続きについて

南九州市みんなのまちづくり参加条例に基づき、平成30年度の実施予定をお知らせします。

| | 市民参加の対象となる政策など | 市民参加の方法 | 実施予定 | 担当課 |
|---|-------------------------|-----------|--------|-------|
| 1 | 南九州市穎娃地区統合中学校開設協議 | 審議会など | 年度中に3回 | 教育総務課 |
| 2 | 南九州市立小学校の将来のあり方に関する検討 | 審議会など | 年度中に4回 | 教育総務課 |
| 3 | 南九州市立幼稚園のあり方に関する基本方針の策定 | パブリックコメント | 8月頃 | 教育総務課 |
| 4 | いのちを支える南九州市自殺対策計画の策定 | パブリックコメント | 12月 | 健康増進課 |
| 5 | 第2次男女共同参画基本計画などの策定 | アンケート調査 | 12月 | 企画課 |

各市民参加手続の具体的な内容については、各担当課へお問い合わせください。

〔担当〕 知 企画課 まちづくり推進係

介護保険料の改定

65歳以上の方の平成30年度から平成32年度までの介護保険料が決まりました。

基準額（月額）6,400円

※参考 平成27～29年度は5,500円

なお、所得段階別の保険料（年額）は次のようになります。

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 年額 (月額) |
|------|--|----------|-----------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者または世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と公的年金など収入額の合計が80万円以下 | 基準額×0.45 | 34,560円 (2,880円) |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と公的年金など収入額の合計が80万円超120万円以下 | 基準額×0.75 | 57,600円 (4,800円) |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と公的年金など収入額の合計が120万円超 | 基準額×0.75 | 57,600円 (4,800円) |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の合計所得金額と公的年金など収入額の合計が80万円以下 | 基準額×0.90 | 69,120円 (5,760円) |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の合計所得金額と公的年金など収入額の合計が80万円超 | 基準額×1.00 | 76,800円 (6,400円) |
| 第6段階 | 市民税課税かつ合計所得金額120万円未満 | 基準額×1.20 | 92,160円 (7,680円) |
| 第7段階 | 市民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満 | 基準額×1.30 | 99,840円 (8,320円) |
| 第8段階 | 市民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満 | 基準額×1.50 | 115,200円 (9,600円) |
| 第9段階 | 市民税課税かつ合計所得金額300万円以上 | 基準額×1.70 | 130,560円 (10,880円) |

保険料の納付は次のとおりです。

■特別徴収（年金からの引き落としで納めていただく方法）

介護保険料額は、7月に決定されます。そのため、4月・6月・8月の介護保険料額は、前年度2月と同じ金額になります（仮徴収）。7月に1年間の介護保険料額が決定した時点で、4月・6月・8月の介護保険料額を差し引き、差額を10月・12月・2月で徴収します。

■普通徴収（納付書、または口座振替で納めていただく方法）

5月（第1期）から翌年2月（第10期）までの年10回払いとなります。納期限は各納付月の末日です。前年度の保険料額を基に算定した額を5月・6月に徴収します（仮徴収）。7月に1年間の介護保険料額が決定した時点で、5月・6月の介護保険料額を差し引き、差額を7月以降の納付期間で徴収します。なお、仮徴収のお知らせは4月中旬頃、平成30年度の保険料通知書は7月中旬頃に65歳以上の被保険者の皆さんに送付しますので、確認をお願いします。

[問] **川** 長寿介護課介護保険係・支所税務係

頤 支所福祉係・税務課市民税係

知 支所福祉係・税務係

後期高齢者医療保険料率が変わります

被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるように、平成30・31年度の保険料率を改定します。

後期高齢者医療では、被保険者の皆さまの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。

平成30・31年度の保険料率を、表のとおり改定します。

なお、均等割額・所得割率とも下がっています。

■後期高齢者医療保険料率の改定内容

| 内訳 | 変更前 (平成28・29年度) | 変更後 (平成30・31年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 均等割額 | 51,500円 | 50,500円 |
| 所得割率 | 9.97% | 9.57% |
| 年間負担 限度額 | 57万円 | 62万円 |

[問] **頤** 税務課 市民税係

または 鹿児島県後期高齢者医療広域連合
業務課保険料班 099-206-1329

II 課税方式を3方式へ段階的に移行

新制度においては、平成35年度までに保険税の課税方式を3方式（資産割を賦課しない）に統一することが県の運営方針で決められました。本市では、税負担が急激に変わらないよう、30年度で資産割の税率を3分の1引き下げ、33年度で更に3分の1、平成35年度に残りの3分の1を引き下げ、同年度で完全に3方式へ移行する予定です。

この33年度と35年度の税率改定に合わせて、所得割や均等割・平等割の率なども県から示される標準保険料率を参考に見直すことにします。また、一般会計からの法定外繰入は、国保加入者以外の方からも負担をしてもらっている状況となることから、この解消に向けた取組を歳入歳出の両面から進めます。

【参考】年齢、世帯構成、所得などの違いによる国保税負担の比較表

| ケース | 想定世帯 | 29年度税額 | 30年度税額 | 比較増減 | 【参考】標準保険料率の場合 |
|-----|--|----------|----------|---------|---------------|
| 1 | 世帯主45才 妻43才 子2人 農業所得 150万円 妻 専給 75万円 固定資産税 10万円 | 334,900円 | 330,300円 | -4,600円 | 330,700円 |
| 2 | 世帯主45才 妻43才 子2人 農業所得 300万円 妻 専給 120万円 固定資産税 10万円 | 586,800円 | 586,000円 | -800円 | 593,900円 |
| 3 | 世帯主64才 妻64才 子なし 夫 年金収入 122万円 妻 年金収入 110万円 固定資産税 3.5万円 | 141,700円 | 142,000円 | 300円 | 147,100円 |
| 4 | 世帯主64才 妻64才 子なし 夫 年金収入 100万円 妻 年金収入 90万円 固定資産税 2.5万円 | 69,500円 | 69,100円 | -400円 | 71,400円 |
| 5 | 世帯主72才 妻72才 子なし 夫 年金収入 270万円 妻 年金収入 70万円 固定資産税 3.5万円 | 226,300円 | 228,600円 | 2,300円 | 239,000円 |
| 6 | 世帯主72才 妻72才 子なし 夫 年金収入 70万円 妻 年金収入 70万円 固定資産税 2万円 | 34,400円 | 33,700円 | -700円 | 34,600円 |

III 軽減措置の拡充について

所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額を7割・5割・2割減額します。世帯主と被保険者、国保から後期高齢者医療制度に移行した方（特定同一世帯所属者）の前年中の合計総所得金額で判定しますが、5割軽減と2割軽減対象世帯において、被保険者一人あたりの所得基準額が引き上げられ、軽減措置の拡充が図られています。【平成30年度国の税制改正】

| 区分 | 平成29年度まで | 平成30年度から |
|------|--|--|
| 7割軽減 | 基礎控除額（33万円）を超えない世帯 | 基礎控除額（33万円）を超えない世帯 |
| 5割軽減 | 基礎控除額（33万円）+27万円× （被保険者数+特定同一世帯所属者） | 基礎控除額（33万円）+27.5万円× （被保険者数+特定同一世帯所属者） |
| 2割軽減 | 基礎控除額（33万円）+49万円× （被保険者数+特定同一世帯所属者） | 基礎控除額（33万円）+50万円× （被保険者数+特定同一世帯所属者） |

※ 未申告の場合は減額されません。

【注】黄色が改正部分

※ 65歳以上の年金所得者については、年金所得から15万円が控除されます。

※ 専従者給与は、事業所得から差し引く前の金額で計算をします。

【お問い合わせ先】 額 税務課 市民税係 川 健康増進課 保険係

国民健康保険から保険税率変更のお知らせ

平成30年度からの新制度では国保の運営に県も加わり、県内の市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた事業費納付金を公平に割り当て（標準保険料率を併せて提示し）たうえで、保険の給付に必要な費用は責任を持って全額市町村に支払うという、安定的な財政の仕組みに変わります。

このため、これまでの国民健康保険税の税率を見直す必要が出てきました。

I 改定税率は現状とほぼ同じ水準【一世帯平均 170,915円 から 171,067円 へ】

新制度において、30年度に南九州市が県に納付すべき国保事業費納付金は、15億円あまりが割り当てられ、この納付金を納めるために必要な税率（標準保険料率：加入者の皆さまに負担していただく税率）も示されました。しかし、県から示された税率では一挙に負担が重く（2%の伸び）になってしまうため、29年度までの税率の場合とあまり変わらない水準での改定としました。このため収支不足が生じ、市の一般会計から8,500万円の法定外繰入で赤字補てんしました。

平成30年度の国保税については、6月までは昨年度の税額をもとに仮の税額で納入していただきますが、平成29年分の所得が確定する7月からは改定された税率で年税額が決定され、以降の各納期で納めていただきます。

◇ 平成30年度国保特別会計予算の状況

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|---------------|------------|---------------------|------------|
| 国民健康保険税 | 10億 600万円 | 総務費（事務費など） | 1,300万円 |
| 県支出金 | 44億4,200万円 | 保険給付費（医療給付など） | 43億3,400万円 |
| 市一般会計繰入金【法定】 | 4億1,300万円 | 国民健康保険事業費納付金 | 15億1,600万円 |
| 市一般会計繰入金【法定外】 | 8,500万円 | 保健事業費（ドック補助、特定健診など） | 6,100万円 |
| その他 | 400万円 | その他 | 2,600万円 |
| 合 計 | 59億5,000万円 | 合 計 | 59億5,000万円 |

※ 国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険税と市の一般会計繰入金を財源に、県へ納付します。

※ 保険給付費（医療給付など）は、県支出金で賄われます。

■ 税率・限度額の比較一覧

| 区 分 | | | 平成29年度 まで | 平成30年度 から | 【参考】 標準保険料率 |
|-----------------------------|-----------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 基礎課税分 (医療費給付費分) | 所得割率 | 世帯の所得に応じた分 | 8.2% | 8.2% | 8.15% |
| | 資産割率 | 世帯の資産に応じた分 | 24.3% | 16.2% | — |
| | 被保険者均等割額 | 世帯の加入者数に応じた分 | 25,800円 | 27,400円 | 33,158円 |
| | 世帯別平等割額 | 一世帯に応じた分 | 21,600円 | 22,200円 | 23,309円 |
| | 賦 課 限 度 額 | | 540,000円 | 580,000円 | |
| 後期高齢者 支援金分 | 所得割率 | 世帯の所得に応じた分 | 2.2% | 2.3% | 2.4% |
| | 資産割率 | 世帯の資産に応じた分 | 7.5% | 5.0% | — |
| | 被保険者均等割額 | 世帯の加入者数に応じた分 | 7,200円 | 7,600円 | 9,705円 |
| | 世帯別平等割額 | 一世帯に応じた分 | 6,000円 | 6,200円 | 6,823円 |
| | 賦 課 限 度 額 | | 190,000円 | 190,000円 | |
| 介護納付金分 | 所得割率 | 世帯の所得に応じた分 | 2.1% | 2.1% | 2.1% |
| | 資産割率 | 世帯の資産に応じた分 | 9.2% | 6.1% | — |
| | 被保険者均等割額 | 世帯の加入者数に応じた分 | 9,800円 | 10,400円 | 10,982円 |
| | 世帯別平等割額 | 一世帯に応じた分 | 5,600円 | 5,600円 | 5,429円 |
| | 賦 課 限 度 額 | | 160,000円 | 160,000円 | |
| この税率による一世帯当たり平均の税負担額（H30試算） | | | 170,915円 | 171,067円 | 174,283円 |

【注】黄色が改定部分

予防接種で感染症から子どもを守りましょう！

市が費用を負担する定期予防接種の種類が増えています。**接種時期がきたら、保健センターから予診票を送付します**ので、忘れずに接種しましょう！

※予防接種は、医療機関に予約をしてから接種してください。**母子健康手帳を忘れずに！**

※南九州市外の医療機関でも、予防接種を受けることができます。医療機関または保健センターまでお問い合わせください。

成人用肺炎球菌の予防接種

成人用肺炎球菌の予防接種は、主に個人の感染症予防を目的として行うものです。

平成30年度対象者に予診票を送付しますので、ご本人が接種を希望される場合は、予診票を医療機関に持参し接種を受けてください。

■対象者＝

- ①平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

※ただし、過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことがある方は対象外です。

■予診票送付予定時期＝4月末までに送付予定です。

平成30年度 がん検診などの日程

～安心のために年に1度は各健(検)診を受けましょう～

●現在、2人に1人が一生のうちのがんと診断され、南九州市でも死因の第1位のがんとなっています。しかし診断と治療の進歩によって、早期発見・早期治療で治せるがんが増えていきます。早期のがんは自覚症状がないことが多いため、症状がなくても定期的ながん検診を受けましょう。

●がん検診は、検査費用の2割相当で受診できます。

●糖尿病や高血圧症といった生活習慣病を予防するためにも、年に1回、特定健診を受診しましょう。

●各健(検)診の受診票は、実施時期の約1月前に、3月上旬に実施した希望調査で申し込みされた方へ送付します。

※**がん検診および特定健診の対象1年目の方は、受診料金は無料となります。**

(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん検診および特定健診は今年度40歳になる方、子宮がん検診は今年度20歳になる方が無料の対象となります。)

| 検 診 | 胃がん検診 | 大腸がん検診 | 肺がん検診 | 子宮がん検診 | 乳がん検診 | 特定健診 | 長寿健診 (75歳以上) |
|---------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---|-----------------------------------|---------------------------|
| 対 象 者 | 昭和54年 4月1日以前 生まれの男女 | 昭和54年 4月1日以前 生まれの男女 | 昭和54年 4月1日以前 生まれの男女 | 平成11年 4月1日以前 生まれの女性 | 昭和54年 4月1日以前 生まれの方で、 前年度未受診の女性 | 昭和19年4月2日～ 昭和54年4月1日 生まれの男女 | 昭和19年 4月1日以前 生まれの男女 |
| 料 金 (自己負担) | 1,100円 | 400円 | 300円 | 800円 | 1,300円 | 800円 | 無 料 |
| 実 施 場 所 | 各保健センター | 各保健センター および 地区公民館など | 各保健センター および 地区公民館など | 各保健センター | 各保健センター | 市内各医療機関 および 各保健センター | 市内各医療機関 |
| 実 施 予 定 期 | 7・9・10月 | 7・8月 | 7・8月 | 10・11月 | 10・11月 | 6～8月 | 6～8月 |

予防接種、各種健(検)診については、知覧保健センター(☎0993-58-7221)にお問い合わせください。

【問】(公財)スポーツ安全協会鹿兒島県支部
〒890-0062 鹿兒島市与次郎1丁目4-20
(公財)鹿兒島県体育協会内 ☎099-813-1108
<http://www.sportsanzen.org/>
※保険の申込用紙は、保健体育課、
額・知教育振興課へお問合せください。

| 団体 | 対象 | 加入区分 | 対象範囲 | 年間掛金(一人) | 傷害保険 | | | | 賠償責任保険支払限度額(免責金額なし) | 突然死葬祭費用保険支払限度額 |
|--------------------------|----------------------------|-------|--------------|----------|--|----------|--------|--------|---|--|
| | | | | | 死亡 | 後遺障害(最高) | 入院(日額) | 通院(日額) | | |
| 中学生以下(特別支援学校高等部以下の生徒を含む) | スポーツ・文化・ボランティア・地域活動 | A1 | 団体活動中とその往復中 | 800円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 | 突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円 |
| | 上記団体活動に加え、個人活動も対象 | AW | 上記以外(個人活動など) | 1,450円 | 2,100万円 ※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同様 | 3,150万円 | 5,000円 | 2,000円 | 対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円 | |
| 高校生以上 | スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判 | 64歳以下 | C | 1,850円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 | 突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円 |
| | | 65歳以上 | B | 1,200円 | 600万円 | 900万円 | 1,800円 | 1,000円 | | |
| | 文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎・応援など | A2 | 800円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | | | |
| 全年齢 | 危険度の高いスポーツ活動 | D | | 11,000円 | 500万円 | 750万円 | 1,800円 | 1,000円 | | |

スポーツ活動・文化活動、ボランティア活動などに最適な保険です。(4人以上の団体グループで加入してください)

スポーツ安全保険



南九州市ロゴマーク・キャッチコピーが決まりました！

地域に誇りと愛着を持てるまちづくりのため、南九州市の包括的なイメージを表現したロゴマーク・キャッチコピーを決定しました。なお、選考にあたっては、市内の全中学生へのアンケート結果を踏まえ決定しました。

ロゴマークなどは、市民・事業者の皆さんもご利用いただけます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。ふるさと振興室までお問い合わせください。

■ロゴマークのイメージ：人と自然の共生。誇りあるまち。

雄大な山なみと海の波、両方の自然を想起させる形状を南九州市の頭文字「み」を「mi」に変換して、筆記体で表現しています。

「i」は「ひと」を想起させ、自然と人が共生することで、魅力ある住みよいまちづくりが未来へとつながっていくことを表現しています。

「o」は「よし！」という南九州市への愛着・誇りを表しています。また、oから「mi」の両端をはみ出させることで、溢れる魅力を表現しています。



キャッチコピー：みな、みりよく！

美しい自然、おいしい特産物、先人たちの息づかいを感じる観光名所、暮らす人々の温もり。すべて(皆)が魅力であり、南九州市の力(南力)です。

【担当】 ふるさと振興室 ふるさと振興係

知覧茶公式ホームページを開設しました!! ～知覧茶ブランド、世界へ発信～

南九州市茶業振興会では市の統一ブランドである「知覧茶」の新たな販売戦略として、国内はもとより、需要の高まっている海外を視野に入れた取組を加速させるため、多言語(英語・仏語)対応の知覧茶公式ホームページを開設しました。

知覧茶の歴史やイベント情報などタイムリーな情報を世界中に随時配信し、生産者などの知覧茶にかける思いや魅力、土の香りまでもしっかり伝わる場にしていけたらと思います。

なお、市民の皆さんも知らない「知覧茶」の情報が盛り沢山となっておりますのでぜひ一度ご覧ください。

または QRコード で検索ください。

【担当】 茶業課 流通対策係



南九州市庁舎建設等市民検討委員会 答申

南九州市庁舎建設等市民検討委員会は、市長からの諮問された「南九州市新庁舎の建設位置その他建設位置に係る事項」について協議するため5回の委員会を開催し、意見をとりまとめました。蔵元泰正委員長が平成30年3月23日答申書を提出し、提言内容を十分考慮するよう要請しました。



1 新庁舎の位置の提言

知覧農業振興センターが望ましい。

理由：必要な敷地面積を十分に確保できる。市の地理的中心付近に位置している。交通アクセスが良く市民の利便性が高い。

2 新庁舎建設にあたり配慮すべき事項

- (1) 多大な建設費用がかかることから財政状況を十分に考慮した建設計画にすること。
- (2) 現知覧庁舎跡地利用、商店街の活性化などとあわせ3地域の均衡ある発展のための地域振興策を講じること。
- (3) 支所庁舎の存続は不可欠であるが、機能の縮小が予想されるので、支所において市民の諸手続きが困らないよう新たな仕組みを検討すること。
- (4) 遊休資産の処分やその他あらゆる手段を模索し財源確保を図ること。
- (5) 新庁舎は、歴史や景観と調和した市のシンボルとなるよう検討すること。
- (6) 市民と行政が責任と役割を自覚し、相互に協力し合うまちづくりを推進し、将来への負担を軽減するよう努めること。

[担当] 知 総務課 総務人事係

～第2次南九州市行政改革大綱を策定しました～

南九州市では、市民サービスを充実させ、これまで進めてきた行政改革を停滞させることなく本市のさらなる発展を推進するため、第1次南九州市行政改革大綱（平成20～29年度）に引き続き、第2次南九州市行政改革大綱（平成30～39年度）を策定しました。今後は、大綱を実現するための具体的な取組である集中改革プランを策定し、積極的な改革を進めていきます。



行政改革大綱や集中改革プランの取組内容については、市ホームページをご覧ください。

▲行政改革推進委員会石元宏二会長からの答申

[担当] 知 総務課 行政改革推進係



南九州市
行政改革

●平成30年4月～退院調整ルールへの運用開始！

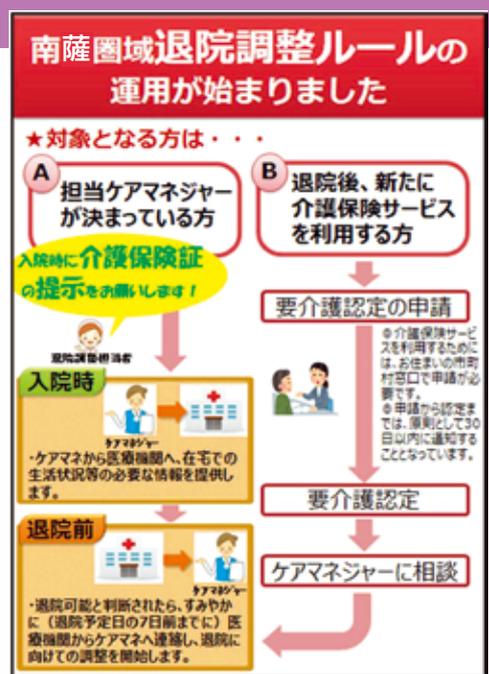
団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

その地域包括ケアシステムの構築を目指す取組の一環として、南薩保健医療圏域（枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市）では、平成29年度中に医療機関とケアマネジャーが協議を重ね「南薩保健医療圏域退院調整ルール」を作成しました。

退院後に、必要な介護サービスをタイムリーに受けられるよう、医療機関とケアマネジャーが、患者の入院後早期の段階から情報を共有し、退院後の生活を見据えて、カンファレンスやサービス調整などを行う連携の仕組みです。

- ☆入院時には、医療機関で介護保険証の提示をお願いします。
- ☆退院後の生活について、本人や家族の希望を早い段階から医療機関の担当者や担当ケアマネジャーと相談しましょう。

ルールの詳細は鹿児島県南薩地域振興局のホームページをご覧ください。
アドレス <http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiiki/nansatsu/kenko/>…



ねぶたポロシャツ 販売します!!!

祭り開催を記念して、期間限定「ねぶた」のロゴ入りポロシャツを販売します。

個人または職場単位での購入をご検討ください。

ポロシャツ 1枚 2,500円
(サイズS S~3 L)

- ※ 色は「緑」のみ。
- ※ 数量限定ですので、売切れの際はご了承ください。
- ※ 販売場所はくらもと写真館です。市役所内で取り扱いは行っておりません。詳しくは、下記までお問い合わせください。



【問い合わせ先】

知覧ねぶた祭実行委員会事務局
(南九州市役所 商工観光課内)

販売場所 くらもと写真館 ☎ 0993-83-2326

ゴッソイポロシャツ 販売します!!!

祭り開催を記念して、期間限定「ゴッソイまつり」のロゴ入りポロシャツを販売します。

個人または職場単位で、ぜひ、ご購入ください。

ポロシャツ 1枚 2,500円
(サイズS S~3 L)

- ※ 色は「ブラック×ターコイズ」のみ。
- ※ 販売場所は
 - ・商工会頼娃支所 ☎ 36-0380
 - ・えいスポーツ ☎ 36-2569
 - ・衣料百貨はらだ ☎ 38-0040
- ※ 数量限定です。
- ※ 市役所では取り扱っていませんので、各販売場所でご購入ください。詳しくは、お問い合わせ下さい。



◀ロゴの意味▶

「こ」「個」があつまり、「ご」となる。
「個」が発信して、「ご」となる。
「こ」の上下は、力こぶ、
「個」が「ご」を作る。

つまり、個々人の発信や、個々人の協力が、ゴッソイまつりを作り上げる。ゴッソイまつりが、多くの人に頼娃の魅力を知ってもらい、発信の場になるようお願いを込めて作りました。



【問い合わせ先】

えいのゴッソイまつり実行委員会事務局
(南九州市役所 商工観光課内)

摩崖仏まつりポロシャツ 販売します!!!

・黒ポロシャツ(2,500円)に加え、新たに5色から選べるTシャツ(2,000円)を販売。

学校やスポーツクラブ各種団体で作成してみても?

・完全受注制で、4月より受付注文開始。

【問い合わせ先】

南九州市商工会川辺支部
TEL0993-56-0247 FAX0993-56-1987



【川辺地域】

| 投票区名 | 投票の場所 | 投票区の区域 |
|--------|-------------------|--|
| 第16投票区 | 市民交流センター ひまわり館 | 横手町、川原町、本町、中央一、中央二、諏訪下、天神坊、稲荷町、松元、平山上、平山中、平山下、平山六丁、松崎、小野、今田下、今田上、山添、中川原、迎川原、宮下、向江町、野間里、野間大久保、大田尾 |
| 第17投票区 | 川辺地区公民館 | 新町、今村、田部田六丁、島、中通、佐々良上、佐々良下、柞木、越原、永田西、古市、永田中福良 |
| 第18投票区 | 高田多目的研修館 | 本別府大久保、深野木、川原、柳、高田下、中の後、高田中福良、中の前、藤の下、上の後、上の前、菊原、城の前、城の後、宮小路、宮中福良、永田上 |
| 第19投票区 | 野崎公民館 | 島内、野崎中福良、松尾城、迎方、荒殿、桑水流 |
| 第20投票区 | 清水地区公民館 | 花園、桜元、小栗栖、市崎野、古殿上、古殿下 |
| 第21投票区 | 田代地区公民館 | 楠原、木場田、田代、みどり園、南野元、仁之野 |
| 第22投票区 | 神殿地区公民館 | 小崎、馬立、瀬戸山、軸屋、神殿上、神殿中服良、神之下、下里 |
| 第23投票区 | 勝目地区公民館 | 大倉野、荒多、日吉、天神、諏訪、大山、原田、上村、下村、塩入、片平、下之口、田畑、馬場、麓、上之口、牧之田、本門、有木 |
| 第24投票区 | 大丸地区公民館 | 君野、山下、上山田中福良、田の頭、小河路、土喰、屋敷平、川原山、森山、諸麦、庭月野、打木谷、田代、桐木平 |

注1 次の選挙から、投票所は24カ所になります。

注2 投票日当日は、ご自身の投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。

注3 期日前投票は、全ての期日前投票所および移動期日前投票所で投票できます。

注4 期日前投票所について

投票区の再編前と変わらずに市役所額娃、知覧および川辺庁舎で期日前投票所を開設します。開設期間および時間は、原則、選挙期日の告示日（公示日）の翌日から投票日前日までの午前8時30分から午後8時までです。

注5 移動期日前投票所について

投票区の再編に伴い有権者への利便性に配慮するとともに、投票機会を確保するため、移動期日前投票所を新たに開設します。※「移動期日前投票所の開設計画（26ページ）」のとおり

※ 移動期日前投票とは、2班体制で1日に3カ所の投票所を移動しながら行う方法で、それぞれの班の内訳は、投票管理者1人、投票立会人2人、事務従事者2人の合計5人体制です。

※ 移動期日前投票所の開設計画は、選挙執行が決定された際にあらためて自治会放送、選挙チラシ、市広報紙やホームページなどでお知らせします。

※ 移動期日前投票所は、投票日前の月曜日から金曜日まで、2時間単位で開設します。

特に注意しておいて頂きたいこと

※ 投票所入場券に記載されている投票所の場所をご確認ください。

新しい投票所は、地域の公平性や地縁性を念頭に地区公民館を基本に計画した関係から、投票の区域外の投票の場所の方が近くなった選挙人や、他の区域の投票所を越えてご自身の投票所に行く選挙人もおられますが、投票日当日は、ご自身の投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。

※ 期日前投票所なども積極的にご利用ください。

市内に開設される期日前投票所および移動期日前投票所で、全ての選挙において投票することが可能です。

南九州市の投票区（投票所）が再編されました

南九州市内に54カ所あった投票区の見直しを行い、投票区の数、次の選挙から24カ所になります。

穎娃地域：7カ所
知覧地域：8カ所
川辺地域：9カ所



【穎娃地域】

| 投票区名 | 投票の場所 | 投票区の区域 |
|-------|----------|---|
| 第1投票区 | 郡地区公民館 | 長崎、鬼口、前原、浜村、下大久保、上大久保、平丹花、浦芝原、志戸、山下、瀬谷、梶山、麓 |
| 第2投票区 | 宮脇地区公民館 | 三俣、高取、下門、中村、水之元、春向、山脇、下藪、伊瀬知、赤崎、望洋の里 |
| 第3投票区 | 粟ヶ窪地区公民館 | 永谷、飯山、佃、粟ヶ窪、牧淵、一氏、谷場、熊ヶ谷、雪丸 |
| 第4投票区 | 御領地区公民館 | 木之元、坂上、下出、川原園、奥藪、上出、鶴田、山下、小長田、東馬渡、西馬渡、矢越 |
| 第5投票区 | 別府地区公民館 | 吉崎、福留、石垣、鶴成、次下、東水成川、南組、岡村、蓮子、小原、松永、えい秀峰園、榎山学園、慈生園、涼松 |
| 第6投票区 | 大川公民館 | 東大川、南大川、北大川、西大川、摺木、耳原上、耳原下、ビハーラ |
| 第7投票区 | 上別府地区公民館 | 上淵、只角、新牧、折尾、源川、加治佐、高吉、青戸上、青戸中、青戸下、尾曲、飯伏、あすなろ福祉作業所、聖の郷 |

【知覧地域】

| 投票区名 | 投票の場所 | 投票区の区域 |
|--------|----------|--|
| 第8投票区 | 知覧地区公民館 | 後岳下、桑代、小田代、上郡、城馬場、水垂、中郡北、中郡町、中郡南、厚地、薩南工日新寮 |
| 第9投票区 | 知覧武道館 | 下郡北、下郡南、打出口、上之町、堤之原、山仁田、新町、楠元、打越、ウッドタウン、平成、憩いの里、音野舎 |
| 第10投票区 | 霜出地区公民館 | 瀬世向、瀬世上、瀬世中、瀬世下、瀬世町、上別府、平久保、霜出、昭和、川床、善通、立山、松久保、共親 |
| 第11投票区 | 松山地区公民館 | 東垂水、西垂水、松山、菊永、大隣、上木原、中木原 |
| 第12投票区 | 松ヶ浦地区公民館 | 仁田尾、中渡瀬、門之浦、松ヶ浦、竹迫、東塩屋、西塩屋、寿楽園 |
| 第13投票区 | 浮辺地区公民館 | 加治佐、浮辺、飯野、塗木、白藤園 |
| 第14投票区 | 中福良地区公民館 | 二ツ谷、高星、牧永野、横井場、林川、中須、杵場、迫瀬戸山、樋与上、中福良、和田、松村、横峯、南九州さくら病院 |
| 第15投票区 | 手蓑地区公民館 | 手蓑、池之河内、後岳北、後岳南、育成園 |

南九州市の投票区（投票所）が再編されました

【移動期日前投票所の開設計画】

| 1 班 | カ所 | 日程 | | 開設時間 | 開設カ所 |
|--------|------------|------------|-------------|------------|---------|
| | 1 | 1日目 (月) | 1 | 9:00～11:00 | 梶山宮農研修館 |
| 2 | 2 | | 12:00～14:00 | 谷場宮農研修センター | |
| 3 | 3 | | 15:00～17:00 | 上出集会施設 | |
| 4 | 2日目 (火) | 1 | 9:00～11:00 | 雪丸公民館 | |
| 5 | | 2 | 12:00～14:00 | 新牧公民館 | |
| 6 | | 3 | 15:00～17:00 | 折尾みどり館 | |
| 7 | 3日目 (水) | 1 | 9:00～11:00 | 耳原公民館 | |
| 8 | | 2 | 12:00～14:00 | 松永公民館 | |
| 9 | | 3 | 15:00～17:00 | 加治佐多目的集会施設 | |
| 10 | 4日目 (木) | 1 | 9:00～11:00 | 厚地広報研修館 | |
| 11 | | 2 | 12:00～14:00 | 山下集落農事集会所 | |
| 12 | | 3 | 15:00～17:00 | 横井場公民館 | |
| 13 | 5日目 (金) | 1 | 9:00～11:00 | 上別府集落センター | |
| 14 | | 2 | 12:00～14:00 | 松久保集落センター | |
| 15 | | 3 | 15:00～17:00 | 瀬世地区研修館 | |

| 2 班 | カ所 | 日程 | | 開設時間 | 開設カ所 |
|--------|------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| | 16 | 1日目 (月) | 1 | 9:00～11:00 | 東垂水集落センター |
| 17 | 2 | | 12:00～14:00 | 大隣集落センター | |
| 18 | 3 | | 15:00～17:00 | 西塩屋公民館 | |
| 19 | 2日目 (火) | 1 | 9:00～11:00 | 宮中広報研修施設 | |
| 20 | | 2 | 12:00～14:00 | 永田研修館 | |
| 21 | | 3 | 15:00～17:00 | 田部田研修館 | |
| 22 | 3日目 (水) | 1 | 9:00～11:00 | 小野公民館 | |
| 23 | | 2 | 12:00～14:00 | 両添公民館 | |
| 24 | | 3 | 15:00～17:00 | 古殿公民館 | |
| 25 | 4日目 (木) | 1 | 9:00～11:00 | 野間大久保広報研修施設 | |
| 26 | | 2 | 12:00～14:00 | 東研修施設 | |
| 27 | | 3 | 15:00～17:00 | 総合地域施設下山田研修館 | |
| 28 | 5日目 (金) | 1 | 9:00～11:00 | 大谷地区宮農研修館 | |
| 29 | | 2 | 12:00～14:00 | 東木場公民館 | |

みんなの願いきれいな選挙



[問] 知 選挙管理委員会事務局選挙係